

物部川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 下流部右岸沿いの高知龍馬空港をはじめとする基幹交通施設が存在し、交通の要衝
- ・ 下流域でも河床勾配が約1/280程度の急流河川
- ・ 流域の地形、地質
- ・ 太平洋岸式気候に属し、日本でも有数の高温多雨地帯であり、年平均降水量は約2,800mmに達する

(流域の自然環境)

- ・ 上流域は峻険なV字谷であり、別府峡等の優れた景勝地がみられる
- ・ 渓流域には、オオダイガハラサンショウウオ等の両生類、アマゴ等の魚類が生息
- ・ 中流域では、ダムが連続し、湛水域を形成
- ・ 下流域では、交互砂州が形成。砂礫地にはカワラヨモギ等が生育し、瀬はアユの産卵場
- ・ 湧水・伏流水に起因するワンドが存在し、両生類等の生息場
- ・ 河口部は、湿地、灌木地等多様な環境を形成
- ・ 河口部一帯は、シギ・チドリ等の渡り鳥の越冬地や休憩地

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 本格的な治水事業は、大正・昭和初期の相次ぐ洪水を契機に、昭和21年から国の直轄事業として改修工事を実施
- ・ 昭和32年に物部川総合開発事業の一環として永瀬ダムを建設し、現計画での運用を開始

- ・昭和42年に一級水系に指定され、昭和43年に基準地点を深淵に改めた工事実施基本計画（計画高水流量は従来計画を踏襲）を策定
- ・氾濫時に影響の大きい右岸側を中心に、これまで改修工事を実施
- ・局所洗掘等による護岸崩壊が中小洪水でも発生

（河川水の利用）

- ・総かんがい面積約4,780haに及ぶ耕地のかんがいに利用
- ・水力発電は、6箇所の発電所により最大出力約6.4万kWの電力供給
- ・頻繁に渇水調整が行われている
- ・下流の河川流量が少なくなることが、アユ等の生息に影響

（水質）

- ・環境基準を満足しており、良好な水質を維持
- ・永瀬ダムの堆砂の進行、濁水の長期化が問題

（河川の利用）

- ・上・中流部では、キャンプ場や自然と触れあう場等として利用
- ・下流部の河川敷は、ふれあい広場・緑地公園等として整備され、スポーツ、花見、花火、散策等様々な形で利用
- ・アユ等を対象とした釣り人も多く、アユを保全するための取り組みも行われている

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで一貫した計画
- ・段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組み
- ・河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・総合的土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 永瀬ダムによる洪水調節を実施。その際には、関係機関と調整しながら、効果的な操作ルールの採用、ダム放流能力の向上等を図る
- ・ 堤防の新設、堤防の引堤、河道掘削等を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させる
- ・ 急流河川特有の流水の強大なエネルギーにより引き起こされる洗掘や侵食から洪水氾濫を防ぐため、護岸の整備等の対策を実施
- ・ 背後に高知龍馬空港や高知大学等の重要施設を控える堤防の拡築により、堤防の強化を図る
- ・ 河口部における高潮対策を実施
- ・ 河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持に配慮するとともに、土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握しながら計画的に実施し、あわせて適切な維持管理を行う

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持しつつ、施設管理の高度化、効率化を図る
- ・ 堆砂対策を行うことにより、洪水調節施設のダム機能を維持
- ・ 河口閉塞対策として、河口砂州の定期的な維持管理を行うとともに、抜本的な対策の検討を行う
- ・ 河道内の樹木については、計画的な伐採により適正な管理を実施
- ・ 東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・ 人口・資産が特に集積している下流平野部を氾濫域とする各区間の整備の進捗等を十分に踏まえて、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系一貫した河川整備

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 必要な流量を確保するため既設ダムの有効活用を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して農業用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 多様な動植物が生息する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、関係機関や地域住民と連携を図りながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ アマゴ、オオダイガハラサンショウウオ等の生息場となっている清流の保全
- ・ アユ等の産卵場や生息場となっている瀬の保全
- ・ カワラヨモギ等が生育する砂礫河原の保全
- ・ トンボ類やカエル類等の生息場となっている湧水・伏流水に起因するワンドの保全
- ・ 渡り鳥の越冬地や中継地、ミサゴ等の猛禽類の採餌場として利用される河口の湛水域の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・ 広い砂礫河原、渓谷など多様な河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 物部川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全
- ・ 水辺空間に対する多様なニーズを踏まえ、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める

(水質)

- ・ 下水道等の関係事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質の保全に努める
- ・ 永瀬ダムから放流される濁水の長期化の改善を図るための対策を推進

(河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理)

- ・ 治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

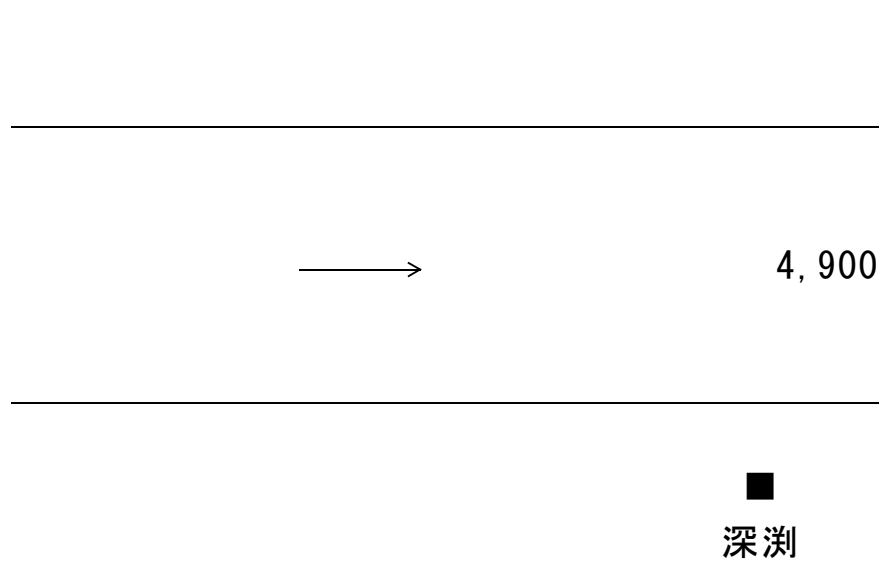
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
物部川	深 淵	5,400	500	4,900

- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

物部川計画高水流量図

(単位 : m^3/s)

太
平
洋



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
物部川	ふか ぶち 深 淵	3.6	16.70	340

注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 利水の現況、動植物の生息・生育等を考慮して、杉田^{すいた}地点において、かんがい期おおむね18m³/s、非かんがい期おおむね10m³/s